

船舶事故調査報告書

平成29年7月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年12月25日 16時30分ごろ
発生場所	長崎県対馬市大野埼西方沖 小茂田港沖防波堤北灯台から真方位290° 3.7海里付近 (概位 北緯34° 15.3′ 東経129° 07.1′)
事故の概要	漁船大福丸は、南西進中、また、プレジャーボート翔流は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年12月26日、調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 大福丸、6.6トン NS2-16852（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート 翔流、5トン未満（全長5.37m） 290-46939長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷船尾部に破口、船外機の脱落
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約1.2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、自動操舵として漁場に向けて南西進していた。 船長Aは、船首浮上により船首方に死角を生じていたものの、疲れていたので舵輪後方の椅子に腰を掛けていたところ、衝撃を感じて主機を中立運転とした。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、船外機を停止し、シーアンカーを船首から投入して船首を北東方に向けていた。 船長Bは、船尾で釣りをしていたところ、左舷船首方からB船に向かって来るA船を認めた。 船長Bは、A船に手を振って合図したので、A船が針路を変えるものと思っていたものの避ける様子がなく、シーアンカーのロープを切り、船外機を始動して前進としたが、間に合わなかった。 B船は、A船と衝突して右舷側に転覆した。 船長Bは、笛付きの救命胴衣を着用していた。
分析	A 船は、船長Aが、船首浮上により生じる船首方の死角を補う見張

	りを行っていなかったことから、前路で漂泊中のＢ船に気付かず、Ｂ船と衝突したものと考えられる。 Ｂ船は、船長Ｂが、Ｂ船に向かって来るＡ船に手を振って合図したのでＡ船が針路を変えるものと思い、衝突を避けるための動作が遅れたことから、Ａ船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、Ａ船が南西進中、Ｂ船が漂泊中、船長Ａが船首方の死角を補う見張りを行っておらず、また、船長Ｂが衝突を避けるための動作が遅れたため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船首が浮上して死角が生じる場合、船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを行うこと。 ・ 漂泊中においても、接近する他船の動向に注意し、必要に応じて適切な時機に衝突を避けるための措置を講じること。